

岡山県立倉敷商業高等学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

いじめに関する現状と課題

本校では「いじめ」の発見及び「いじめ」を受けた生徒の訴えの受け皿として、生徒指導部による「いじめアンケート」を毎年1回実施している。過去におけるアンケートでの「いじめ」の認知件数は非常に少なく、生徒達は、表面上は「いじめ」のない穏やかな学校生活を送っているように見える。しかし「いじめ」は、人間が社会生活を送る中で常に起こりうるものであることを想定し、「学校」という社会においても、その対応について油断することなく対策を講じておかなければならない。とりわけ、携帯電話、スマートフォンの保持が急増し、いつでもどこでも誰でも、インターネットを利用した情報発信が可能になった現在、生徒達は、その利便性から安易にネットを利用する反面、そこから生じる諸問題を十分に理解しきれてはいない。従って、ネットに端を発する「いじめ」は、いつ起きても不思議ではない状況にあると言える。

以上のような現状認識に立っての本校の課題は、「いじめ」に対応する組織の脆弱さである。現在本校では、生徒指導部を中心に「いじめ」問題への対応を行っている。しかし「いじめ」の早期発と未然防止の取り組みをより強く推進するには、他の分掌組織と連携して学校を挙げての横断的な対応が必要である。具体的には、「いじめ」を早期に察知し適切に対処する力を養うための教職員研修や「いじめ」を訴える窓口の常設化、「いじめ」に係る校内指導体制の整備が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

I いじめ問題への対策の方針

1 いじめの定義

- ・生徒に対し、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないようにし、生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の状況から客観的に確認したりするなどして、生徒の心理や特性に留意しながら、いじめの有無を確認する必要がある。

2 いじめについての基本的な認識

- ・いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、その深刻な影響について全ての生徒が十分に理解できるように、学校の内外を問わず行う。
- ・いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題であり、学校のみならず、関係者が役割と責任を自覚し連携して取り組む。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・保護者の協力を得るため、起こった内容を迅速に保護者に伝えることを旨とする。起こった内容の規模によって、クラスでの保護者会、PTA役員会、PTA総会等の会を選択して開催し、正しい情報の伝達に心がける。ただし、生徒個人のプライバシーについては、厳重な扱いを心がける。

学 校

<いじめへの取り組みの姿勢と校内組織>

- ・いじめは、学校生活の中で常に起こりうるものであるという認識を前提に、起こさないための指導と、起こってからの対応を両立しながら行うことが大切である。
- ・別紙のとおり校内組織を編成し、起こさないための指導と起こってからの対応にあたる。

関係諸機関等との連携

<連携機関>

- ・県教育委員会 地元警察 報道機関 等
- <連携の内容>
- ・対応教師、保護者に対する支援
- <学校側の窓口>
- ・組織図のとおり

学 校 が 実 施 す る 取 組

- ① いじめ防止
- ・人間関係を構築する能力の素地を育成
 - ・ストレスに適切に対処できる力を育成
 - ・自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや学習規律の定着
 - ・教職員の資質向上
 - ・対策等の点検・評価し改善に生かす仕組みの確立
 - ・情報モラルに関する教育や啓発
 - ・家庭、地域と一体となつての取組推進のための普及活動

- ② 早期発見
- ・ささいな変化に気づく力の向上
 - ・いじめを隠したり軽視したりすることのない積極的な認知
 - ・いじめを訴えやすい環境の整備
 - ・SNS等の利用実態の把握と指導
 - ・校内でいじめについての相談に対応するメールアドレスの設置

- ③ いじめへの対処
- ・いじめられた生徒の安全の確保
 - ・いじめたとされる生徒への適切な指導
 - ・組織的な対応を可能とするような整備体制